

平成 30 年 12 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 30 年 12 月 19 日（水）

午後 3 時 15 分～午後 4 時 15 分

小値賀町役場 2 階西側会議室

小値賀町農業委員会

平成 30 年 12 月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成 30 年 12 月 19 日（水） 午後 3 時 15 分～午後 4 時 15 分
2. 開催場所：小値賀町役場 2 階西側会議室
3. 出席委員：（12 人）

会長	松山多作		
会長職務代理者	2 番 小崎八郎治		
委員	3 番 吉田英章	4 番 江川克彦	5 番 川久保和幸
	6 番 宮崎幸二	7 番 大田 廣	8 番 前田 猛
	9 番 岡野耕藏	10 番 北野長義	11 番 入口政隆
	12 番 土川浩子	13 番 迎 広子	14 番 欠員

（推進委員：4 人） 大久保勉 木村一夫 筒井正美 福田直次

4. 欠席委員： 6 番 宮崎幸二委員

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について 8 番 前田 猛委員 9 番 岡野耕藏委員
- 第 2 報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について
- 第 3 議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定の基づく平成 30 年度第 3 回農用地利用集積計画（案）について
- 第 4 議案第 17 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく平成 30 年度第 3 回農用地利用配分計画（案）について
- 第 5 議案第 18 号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について
- 第 6 その他
 - ・1 月の総会の日程について
 - ・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸
書記 西 浩康

7. 議事参与制限 （議案第 16 号・17 号）

会長 松山多作 10 番 北野長義委員 筒井正美推進委員

8. 会議の概要

事務局長： みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより、平成30年12月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は、宮崎委員が欠席でございますが、出席委員は過半数に達しておりますので、総会

は成立しております。それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松山会長： みなさん、こんにちは。今年の総会も今回が最後となりました。本日は総会終了後18時から忘年会ということで予定をしております。忘年会には、産業振興課の農林班、中間管理機構の事務委託等を行っております担い手公社、土地改良区にも声掛けをしておりますので、参加者が増えるかと思いますがよろしくをお願いいたします。それでは始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名について を議題とします。私に一任できますでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。

それでは、8番 前田 猛委員 9番 岡野耕藏委員にお願いします。

続きまして、日程第2 報告第7号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について事務局より説明をお願いします。

西書記： それでは報告第7号について説明します。

今回の合意解約の件数は1件で、田圃が4筆、畑が2筆の計6筆、合計面積4,063㎡の報告となります。各農地の所在、地目、面積については報告第7号の資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

解約の理由ですが、番号1から6の農地につきましては、前の農業生産法人「■■■■」がパブリカ等の栽培のため農地所有者から借り受けハウスを建てていたところですが、H25年12月に代表取締役が亡くなられ、その後休業状態となっております。■■■■は、今後、農業生産からは撤退する意向であり、今回の合意解約となっております。また、ハウスはまだ使用できる状態ですので、今後は担い手公社研修卒業生の●●さんが借り受けて使用する計画と聞いております。この案件については、次回以降の総会に上がってくるかと思えます。以上で、報告第7号についての説明を終わります。

松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

ないようでしたら、報告第7号についてはよろしいでしょうか。

全委員： はい。

松山会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第3 議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく平成30年度第3回農用地利用集積計画（案）について を議題とします。事務局のほうから、議案の説明をお願いします。

西書記： 議案第16号及び次の議案第17号については、松山会長、北野委員、筒井推進委員は議事参与制限により議事参与できませんので、退席をお願いします。

＜松山会長、北野委員、筒井推進委員 退席＞

西書記： 会長が議事参与制限のため不在となりますので、このあと会長不在の間、議事進行は会長職務代理者の小崎委員にお願いしたいと思います。

＜小崎会長職務代理者は会長席へ 移動＞

西書記： それでは、議案第 16 号について説明します。

議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく平成 30 年度第 3 回農用地利用集積計画の申請があったので、農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。平成 30 年 12 月 19 日 小値賀町農業委員会会長 松山多作 です。

まず、集積計画書（案）の表紙をめくりまして、利用権別の明細集計表があります。

内訳としましては、賃貸借による権利が、すべて貸付期間 10 年以上で 3 筆 9,638 ㎡の畑です。次に使用貸借による権利が、田については貸付期間 10 年以上で 1 筆 878 ㎡です。畑については、貸付期間 3～5 年が 2 筆 2,895 ㎡で、貸付期間 10 年以上が 49 筆 117,813 ㎡で、畑の合計は 51 筆 120,708 ㎡で、田と畑を合計して計 52 筆 121,586 ㎡です。今回の集積計画の合計は、表の右下の方ですが、賃貸借による権利と使用貸借による権利分を合計しまして、計 55 筆の 131,224 ㎡ということです。

次に集計表をめくっていただくと各筆明細書があり、ここには載っておりませんが、基本的にはこれまで同様、貸付人から中間管理機構の公益財団法人 長崎県農業振興公社へ中間管理権という権利が発生し、長崎県農業振興公社を通して借受人の方へ貸し付けられる形となります。貸付期間については、整理番号 30-73 の前方郷字大池〇〇〇番の畑 1 筆と整理番号 30-88 の前方郷字牧尾原〇〇〇番〇の畑 1 筆が平成 31 年 2 月 10 日から 36 年 2 月 9 日までの 5 年間となっており、その他の 53 筆は平成 31 年 2 月 10 日から 41 年 2 月 9 日までの 10 年間となっています。契約形態はごらんとおりで、一筆ずつの説明は割愛させていただきます。以上で、議案第 16 号についての説明を終わります。

小崎代理： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

それでは、許可することよろしいでしょうか。

＜異議なし＞

小崎代理： ありがとうございます。

許可することにいたします。

続きまして、日程第 4 議案第 17 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく平成 30 年度第 3 回農用地利用配分計画（案）について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

西書記： それでは議案第 17 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく平成

30年度第3回農用地利用配分計画（案）の申請があったので農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。平成30年12月19日 小値賀町農業委員会会長 松山多作 です。

配分計画（案）につきましては別添のとおりということで、様式5-2号の一覧表を付けておりますけれども、先程の議案第16号の集積計画の筆数と合致いたします。筆数総計55筆131,224㎡につきましては、先程の審議の中で中間管理機構への中間管理権が設定されることになりましたが、今度は中間管理機構から受け手の方への利用権設定がされる議案になります。契約の始期はすべて平成31年2月10日からで、終期は農地番号49番の前方郷字大池〇〇〇番の畑と農地番号54番の前方郷字牧尾原〇〇〇番〇の畑2筆が平成36年2月9日までで契約年数5年間、残りはすべて平成41年2月9日までの10年間の契約年数となっています。

今回の配分計画は、先程の合意解約の報告の時にも言いましたが、唐見崎地区の畑総事業を行った畑の利用権設定期限切れによる再設定が主なもので、番号1番から49番までがそれにあたり、農事組合法人「■■■■」と唐見崎の▲▲▲▲さんへ利用権設定がされております。番号50から53番の4筆は農業経営基盤強化促進法による利用権設定の期限終了のため農地中間管理事業による利用権設定を行うものです。そのほか番号54、55、60番までの3筆は農地中間管理事業による新規設定です。それぞれの詳細につきましては資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。以上で説明を終わります。

小崎代理： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。
それでは、許可することよろしいでしょうか。

<異議なし>

小崎代理： ありがとうございます。許可することにいたします。

<松山会長、北野委員、筒井推進委員 入室>

小崎代理： ここで議事参与制限の議案審議は終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

<小崎会長職務代理者は自席へ移動、松山会長と交代>

松山会長： 続きまして、日程第5 議案第18号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。

西書記： それでは議案第18号について説明します。

利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。平成30年12月19日 小値賀町農業委員会 会長 松山多作 です。

対象農地は、別紙判断対象地リストと地図のとおりです。今回は、大島地区の田3筆2,607

m²、畑 21 筆 10,997 m²の計 24 筆、総面積 13,604 m²です。なお現場確認は、先週 10 日に地元委員と荒廃農地解消対策班の委員 6 名及び会長・事務局で行いました。

農地・非農地の判断基準は、平成 20 年 4 月 15 日付け農林水産省局長通知の『耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について』の第 3 に記されておりますが、耕作放棄地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、つまり、人力や農業用機械では耕起、整地ができない土地で、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地、つまり基盤整備事業等の実施が計画されていない土地について判断するものとし、

- 1 その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合
 - 2 1 以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合
- は、農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものとしております。それでは、順を追って見ていきたいと思えます。

《以下、資料に基づいて説明》

写真で現状は見えていただいたと思いますが、竹などが生えている状況でした。以上で説明を終わります。

松山会長： ありがとうございます。荒廃農地解消対策班はお疲れ様でした。以上のような状況で非農地判断をしてきたのですが、皆さんからご意見はありませんでしょうか。その他、ご異議はございませんか。

<異議なし>

松山会長： それでは、このように判断することにいたします。

続きまして、日程第 5 その他について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

西書記： その他についてです。一つ目に、農業新聞についてですが、農業新聞の記事を何枚かコピーしているのをお配りしています。何故かと言いますと、これは長崎県版の記事ですが、わがマチの農業委員ということで、委員さんの紹介の記事となっております。この掲載の順番が、今回小値賀町になっておりまして、どなたか紹介する農業委員を推薦いただきたいと思います。内容としては、こう言ったことを記事にするということで、お配りした記事は平成 30 年 10 月、9 月、8 月分とあります。最後に平成 28 年 8 月に迎委員と土川委員を紹介した時の記事を付けております。この原稿の締め切りが年明けの 1 月 10 日までとなっております。この総会で候補だけでも決めていただきたいと思いますと思いますがどうでしょうか。

松山会長： どなたか、推薦はいませんか。出来れば、若手がいいと思います。宮崎委員はどうでしょうか。

西書記： 宮崎委員を推薦することでよろしいでしょうか。

全委員： はい。

松山会長： 今日は欠席なので、宮崎委員に相談してもらえませんか。

西書記： はい、宮崎委員に事務局から相談させていただきます。

次に、次回の総会の日程についてです。例年、1月の総会の折に、農業者との意見交換会もされているかと思います。その辺の調整も含めて、日程調整をと思っていますがどうでしょうか。

松山会長： 23日はどうでしょうか。何か不都合で日程変更がある時は、事務局から連絡させていただきますので、いかがですか。

全委員： はい。

松山会長： 23日ということをお願いします。13時半から意見交換会をして、終わり次第、総会ということになります。

西書記： それでは、1月23日（水）13時半から意見交換会をしまして、終了後、総会ということに予定します。県にも連絡します。

松山会長： 担い手公社、農協、土地改良区にも案内を出していました。

西書記： 次に団体からですが、農協、共済組合からは特にありません。

次に、農業会議から送られてきたチラシをお配りしました。「荒れた農地を所有している皆さんへ」ということで、おぢか新聞の10月号にはこの内容に沿った記事を載せています。固定資産税が1.8倍に増額される場合があるというのも載せました。チラシの真ん中付近にありますが、スケジュール的なものに、今、意向調査をしているところですが、1月末までに返事をいただいて、その返事通りに、所有者の方が自分の農地を扱っているかどうか、来年の夏の7月8月の状況調査で委員さんに確認していただくということになります。意向調査の通りにやっていなければ問題ですので、指導という形になるかと思います。

松山会長： 他に、みなさまから何かございませんか。何もないようでしたら、これで総会を終わります。ありがとうございました。